

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第二十八項及び第四十五条の二十第三項第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

一 一般的条件

使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する航空地球局から発射される電波をインマルサット人工衛星局の中継により受信することによつて、自動的に選択されるものであること。

二 送信装置

1 等価等方輻射電力

等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる
とおりであり、自動的に選択できること。

搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力

高利得空中線（絶対利得が一二デシベル以上の空中線）	中利得空中線（絶対利得が六デシベル以上一二デシベル未満の空中）	低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）
一〇デシベルから二〇デシベルまでの範囲。許容偏差は、（－）三・五デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲	五デシベルから一五・一デシベルまでの範囲。許容偏差は、（－）二デシベルから（＋）三・五デシベルまでの範囲	一・四デシベルから一一・四デシベル（いすれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）までの範囲。許容偏差は、（－）一・五デシベルから（＋）三・五デシベルまでの範囲

搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(一) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)以下の場合

周波数帯	等価等方輻射電力
二三〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 八四・八デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。)以下
二三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七七・八デシベル以下

任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が
(一) 七七デシベル以下

一、〇〇〇 MHz を超え一、五二五 MHz 以下

		一、五二五 MHz を超え一、五五九 MHz 以下
	(二) 九七デシベル以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 九七デシベル以下
	周波数帯 二三〇 MHz 以下	一、五五九 MHz を超え一二・七五 GHz 以下 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七七デシベル以下
等価等方輻射電力 任意の一ニ〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 八四・八デシベル (いざれも一ワットを 〇デシベルとする。以下この欄において同じ。) 以下	(二) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル (一ワットを〇デシベルとする。) を超える場合	

二二三一〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下

(一) 一二〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が
 (二) 七七・八デシベル以下

一、〇〇〇 MHz を超え一、五二五 MHz 以下

任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が
 (一) 七二デシベル以下

一、五二五 MHz を超え一、五五九 MHz 以下

任意の三 kHz の帯域幅における平均電力が (一)
 一〇三デシベル以下

一、五五九 MHz を超え一、六〇五 MHz 以下

任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が
 (一) 七七デシベル以下

一、六〇五 MHz を超え一、六一〇 MHz 以下

任意の一 MHz の帯域幅における尖頭電力が次の式
 により求められる値以下

$$-70 + 8 / 5 (f - 1605) \text{ ベル}$$

f は、MHz を単位とする周波数とする。

一、六一〇 MHz を超え一、六二六・五 MHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七二デシベル以下
一、六二六・五 MHz を超え一、六六二・五 MHz 以下	任意の三 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 六三デシベル以下
一、六六二・五 MHz を超え一〇・七 GHz 以下	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七二デシベル以下

三 受信装置

副次的に発する電波等の限度は、最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下の場合は二の2の(一)に規定する等価等方輻射電力の値を、最大等価等方輻射電力が

一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超える場合は二の2の(二)に規定する等価等方輻射電力の値を、それぞれ超えないものであること。